



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第2号（大会報告号）
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1988, 2, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78812
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第2号

1988年10月1日

(大会報告号)

吐魯番出土文物研究会

昨年に続き、吐魯番出土文物研究会として第2回大会を8月に開催しました。以下に第2号として、大会の活動報告をお届けします。

<活動記録>

第2回大会

日時 1988年8月25日(木) - 27日(土)

場所 京都堀川会館

参加者(敬称略・五十音順)

荒川正晴(早稲田大学第二文学部)

片山章雄(清泉女子大学)

白須浄真(広島県立廿日市西高等学校)

関尾史郎(新潟大学人文学部)

町田隆吉(東京学芸大学附属高等学校)

(8月26日、龍谷大学・大宮図書館にて大谷文書閲覧)

(発表要旨)

●荒川正晴「唐代西北辺境地域における通信機関」

前回の報告では、唐の中央アジア(河西を含む)における交通施策がどのようなものであったか、とりわけ当該地域を經營するうえに必須である、内地よりの物資輸送の維持・運用面に焦点をあてて論じた。今回は、こうした交通政策のうち、今後の検討課題として残した通信機能面について考えてみた。

唐の通信機関として、律令に規定される駅の存在が重要であったことは言うまでもない。こうした駅の設置は、河西以西への直轄領土の拡大とともに、涼州都督府管内にとどまらず、遠く西州(トウルファン)方面にも導入される原則であったと思われる。現在出土文書により、トウルファン周辺にも、下記に掲げる如く、いくつかの駅の設置が確認される。【<開耀2年(682)狼泉駅長竹口行牒為駅丁欠闕事(『吐魯番出土文書』<以下『文書』と略称>4、補遺43-4頁、73TAM517:05/3a)・唐下西州柳中県残文書為勘達匪駅駅丁差行事(『文書』4、補遺45頁、73TAM517:05/4a)・開耀2年(682)寧戎駅長康才芸牒為請追勘達番不到駅丁事(『文書』6、568-9、67TAM376:02/a)・開耀2年(682)寧戎駅長康才芸牒為請処分欠番駅丁事(『文書』6、570-1、67TAM376:01/a)>】

ただし、当地においては、駅は支配当初より導入されつつも、はじめより完置されていたとは考えられず、その多くは文書通送による通信機能(知文書符牒転遞之事)も併せもつ烽を、後に改変ないしはこれに近接して設置された傾向が認められる。また前回考察した当地の伝馬坊の存在を考慮するならば、駅が交通路にあたる沙磧上で

の停留地としての機能を提供しつつも、この地の基本的な交通・運輸機関とはならなかったと推定される。すなわち、当地の駅は伝馬坊とは別個に運用され、伝馬が基本的な交通・運輸機能を果たしたに対して、駅馬は特にこの馬の運送を必要とする緊急時の通信機能を分掌したと考えられるのである。

やがて当地の駅の廃止にともなって、八世紀における長行坊体制への移行とともに、それまでの駅馬の役割は長行坊・戍に備えられた函馬へと受け継がれて行くこととなるものと思われる。

●片山章雄「李柏文書について」

李柏文書に関しては、主たる書稿と伴出した諸断片の録文の作成、その年代決定、出土地の決定など、様々な課題があり、特に内容と年代と出土地は、当然のことながら相互に関連しているといえる。

今回は、文書研究というよりは、探検史の関係記録を整理するという視点から「李柏文書の出土地」（『中国古代の法と社会－栗原益男先生古稀記念論集』汲古書院）と題する一文を草した後を受け、まずその補足若干と、今後の課題を扱った。

まず出土地に関して。1910年に橘師と会っているスタインは、第2回探検（1906－08年）時以後、橘師との会見時においても、ヘディン発見のストウパの遺跡をLoulanと考えてはおらず、それが第3回探検（1913－16年）終了直後の時点で理由を明示しないままヘディンの説を受け入れLoulanとし、探検15年後の正式報告書 *Serindia* ではLAとしている。このように、報告書刊行までに資料・解釈を整理しているが、逆に整理・変更しすぎて後の研究に微妙な影響を与えている問題は、楼蘭以外にもあるか否か、気になるところである。楼蘭に関しては、雑誌論文等によって報告書では知り得ない点が確認でき、橘師との会話や李柏文書の出土地とも関係するところがあった。トゥルファン地域に関しても考慮する点があるかもしれない。

次に、李柏文書の年代について。近年中国で、陳世良「李柏文書新探」（『新疆社会科学』1987年6期）が出ている。これも含めて考察を進めようとしたが、意外に西川寧氏の「李柏書稿年代考」（『東京教育大学教育学部紀要』8巻、1962年）が、我が国の歴史研究者によって評価・検証されていないようで、とりあえず示唆される点も多いことを紹介した。高昌郡の設置とも関係するので、吐魯番出土文書の研究と協同する必要がある大いにある。

●白須浄真「北庭都護府雑考」

北庭都護府は、天山山脈北麓の広大な草原世界を統治し、安西都護府とともに中国史上最も発展した中央アジア支配を実現した唐帝国の辺境統治機関であり、その治所には1万2千もの兵員が駐屯していた。この治所の位置については、つとに徐松（1781－1848年）が、済木薩（今の吉木薩爾）北方の護堡子の破城を当てていたが、この破城の実地調査は、大谷隊の野村栄三郎（1908年）・吉川小一郎（1912年）、A. スタイン（1914年）、西北科学考察団の袁復礼（1928年）、ソビエト考古隊（1950年代）、李遇春（1958年）、社会科学院考古研究所（1980年）等が相次いで行った。これらの諸調査は、おおむね徐松説を意識して実

施されたもので、共にこの破城を北庭都護府跡に比定して見解の一致をみている。

一方こうした実地調査の他にも、文献学の立場からも北庭都護府の位置が活発に論じられた。そのなかで松田寿男氏は、北庭都護府跡は徐松の言う破城としつつも、この地は庭州の第1次蒲類県であり、第2次金満県に当たるとし（1931年）、また安部健夫氏は、確定的考古資料が出土していない破城は北庭都護府跡ではないとして、それを古城（グチェン）に比定する異説を提示（1955年）した。

松田説は、北庭都護府跡を破城とみなす点で実地調査の見解と一致をみるが、治県の比定が複雑であり、疑念は抱かれつつもその論拠そのものに係わる批判はみられなかった。私見によれば、松田説の論拠の一つは、徐松が保惠城を済木薩城と混同していた彼の『西域水道記』と『漢書西域伝補注』に依拠するものであり、したがって北庭都護府の治所はこのように複雑に考える必要はなく、もとより金満県に設置されていたとみなしかまわない。

安部説は、北庭都護府跡を破城と認めない点で諸調査の結果と他の文献学の見解と相違するもので、検討が必要である。もちろんこの氏の見解については、すでに論議も多いが、私見は、次のような基本的視点に立ち返って再検討を試みようとするものである。それは、草原世界のただなかに1万2千もの兵員を擁する巨城が90年の長きに亘って存続した事実と整合しうる遺跡と認めうるか否かという視点である。まず1万2千の兵員を擁する城として適合性であるが、古城（グチェン）にある城跡は、南北約490m、東西約314mの正方位方形城であり、その要件を満たさない。むしろこの規模は輪台県城跡と推察される烏拉泊古城に近く、県城クラスとみなすべきであろう。したがって安部氏の言う古城は、蒲類県城跡の可能性が強い。とすれば、外城の四周が4,596mに及ぶ破城は、この地において他に類例のない巨城であり、この破城はその規模においても北庭都護府城にふさわしい遺跡であると認めてよからう。次に1万2千もの兵員の維持に係わる問題であるが、これは草原世界にあってもとりわけて恵まれた破城をめぐる自然条件がそれを解決しよう。当地が東部天山山脈北麓にあっても特に巨大な複合扇状地であることは、地形図と現地における観察によって確認される。この巨大な扇状地は広大な草原となっているが、それとともに扇状地扇端部は地下水が自噴するほどの豊かな水量を持つ規模の大きい湧水帯（spring belt）を形成している。この扇端に位置するのが今問題としている北庭都護府跡・破城であり、現在もこの地は緑豊かな田園地帯となっている。したがって「北庭20屯」と言われた大規模な屯田活動は、この草原のただなかの扇端湧水帯で実施されていたに相違なく、その屯田活動が余剰を生じるほどに成果をあげていたことは、吐魯番出土文書によってその一端がうかがえる。もし兵員一人に約10畝の土地が割り当てられていた（開元25年令）とすれば、20屯のこの屯田では1万の兵糧の自給が可能となり、当城の兵員数1万2千と比較的近い数値さえ求めることができる。いずれにせよ破城の立地するこの地域は、草原世界のなかにおいて大規模な農業活動が展開できる極めて恵まれた地であったことは疑いなく、ここに巨城・北庭都護府が90年の長きに亘って存続した理を見い出すことができよう。

●関尾史郎「唐代の「返抄文書」について」

大谷文書中の、いわゆる周氏一族文書の多くは、各種の税を官衙に納入した際、領収証として交付された返抄文書である。この一群の文書については、既に周藤吉之氏の研究があり（同氏「唐代中期における戸税の研究」）、『慶元条法事類』にみえる宋代の納税抄の先駆的な様式を有することが明らかにされている。この様式は、税の納入を証明するにとどまる高昌国の條記文書に比較すると、税の領収を証明している点において、より領収証と呼ぶにふさわしいものといえる。

ただ残念なことに、大谷文書中の返抄文書は最も早いものでも七世紀極末で、それ以上には遡れなかった。しかし、近年の『吐魯番出土文書』には七世紀前半のものも収録されているので、吐魯番では唐の支配下に入るとほぼ同時に返抄文書が作成・交付されたことが明かになった。しかも同じ様式を有する文書は、庫車や和田などからも出土・将来されているので、州県以外の、いわゆる羈縻支配の地域においても広範に用いられていたと考えられる。

『吐魯番出土文書』には、一旦交付されながら被交付者が紛失してしまったため、再交付された返抄文書も収録されており（再交付の願い出を受けた官衙では、帳簿類にあたって確認してから再交付したが、その場合も紛失した文書については廃棄処分にするよう指示されている）、しかもおおむね被交付者にまつわる墓から出土しているので、被交付者は返抄文書を大切に所持・保管していたものとみられる。

しかしながら、律令制下の基本的な税種である租庸調にまつわる返抄文書は現在のところ一点も紹介されておらず、あらゆる税種についてかかる文書が作成・交付されたのかという基本的な問題についても、今後の課題とせざるをえない。また付札や帳簿に代表される、返抄文書以外のさまざまな官庁文書との関係についても、あらためて考察の機会をもちたい。

●町田隆吉「麹氏高昌国時代の作人について」

吐魯番出土文書によれば、麹氏高昌国時代には、作人とよばれる特殊な身分が存在したことが知られ、これらの作人については夙に朱雷氏の研究がある（「麹氏高昌国時期的『作人』」、『敦煌吐魯番文書初探』1983）。朱氏は、この中で作人を

（１）高昌政權が徵発した各種服役者、（２）寺院の雇用労働者、（３）一種特殊な私的隷属民の３種に大別した上で、特に（３）について詳細に分析し、奴婢と同様に極めて隷属性の強い反面、無所有の奴婢と異なり一定の財力を保有しているという相違点を指摘し、こうした作人を南朝の「十夫客」に比定した。これに対して、堀敏一氏は、作人売買文書が一般の永代売買文書と同じ書式であることなどから、奴婢が自己の保有地をもつにいたったコロヌスの段階に位置付ける（『中国古代の身分制—良と賤—』1987）。また（２）は、すでに堀氏も指摘するように、これを（３）と区別する積極的な理由は見いだせない。なお「高昌入作人・画師・主膠人等名籍」では、（１）にふくまれると思われる有姓の作人が画師・主膠人といった特殊技能者と列記されており、あるいは（１）は官府隷属者である可能性もある。このような下層民の多様な存在は当時の生産関係と密接に関連しており、作人名籍に示される国家による直接掌握の意味は、高昌国の身分体系・税役体系全般の中でさらに考察していく

必要がある。

<会員の研究成果(1987.8-1988.8)>

- 荒川正晴「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾<上>-トウルファン・アスターナ出土の豆盧軍牒の検討を中心として-」『史滴』第9号、1988年1月、25~48頁。
- 片山章雄「大谷探検隊とその将来品」3・4『小さな蓄』230・231号、1987年9月・10月、77~83・77~83頁。
- 同「西本願寺の仏蹟踏査記録『大谷探検隊西域旅行日記』」『東方』79号、1987年10月、20~22頁。
- 同「大谷光瑞・大谷探検隊と「軍」関係」『史』65号、1987年12月、35~40頁。
- 同「李柏文書の出土地」『中国古代の法と社会 栗原益男先生古稀記念論集』汲古書院、1988年7月、161~179
- 白須浄真「清末民初のウルムチ（迪化城）の景観と大谷探検隊の記録-1987年訪中報告（3）-」『東洋史苑』30・31合併号、1988年2月、83~120頁。
- 同「荒川正晴「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって」の書評」『法制史研究』37、1988年3月、263~266頁。
- 同「崩れゆく第1級資料-初公開の新疆仏教遺跡を訪ねて-」『朝日新聞』1987年10月3日頁。
- 同「大谷探検隊の足跡を訪ねて-中国研究者と交流-」『本願寺新報』1988年3月1日頁。
- 関尾史郎「「白雀」憶説-『吐魯番出土文書』筭記補遺-」『上智史学』第32号、1987年11月、66~84頁。
- 同「『龍興』紀年の随葬衣物疏考-『吐魯番出土文書』筭記（6）-」『史朋』第21号、1987年12月、12~22頁。
- 同「吐魯番出土文物研究の一成果-北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』（第三輯）-」『東方』第82号、1988年1月、24~26頁。
- 町田隆吉「吐魯番出土紀年文書目録（稿）-『吐魯番出土文書』第一冊~第八冊-（附、阿斯塔那382号墓出土「五胡十六国」時代文書）」『東京学芸大学附属高等学校大泉校舎研究紀要』第12集、1988年3月、77~94頁。

覚書 旅順その他の大谷文書—大谷探検隊将来品(1)—

1988年9月16日の『読売新聞』夕刊4版13面に、「中国で脚光あびる「大谷文書」／「敦煌吐魯番学会」に出席して／新たな出土文書と対照／史料価値たかまる」と題する、池田温氏の一文が掲載された。

8月の同学会と北京図書館内の資料中心、さらに会期中の資料展覧を紹介し、旅順博物館から出陳された大谷探検隊将来資料に言及している。以下気付いた点を略記したい。

まず展示された唐建中五〔伍〕年孔目司帖は、確かに『西域考古図譜』下巻史料(14)に「吐峪溝」とある。池田氏は内容も考慮して「クチャ地域からの出土将来品とする方が無理がない」と記すが、1903年4月22日の、キジル滞在時の『西域文化研究』第四所収「堀賢雄西域旅行日記(二)」に、「渡辺氏は・・・反古紙二枚を得・・・漢字の文は明かに「建中伍年云々」の文字」とあるから、キジル発掘であることは、探検記録側からも言えそうだ。ただし、それが第1次隊の将来品で、かつ現在旅順にあることには注意を要する。

池田氏は吐魯番出土品に言及し、「これら旅順博所蔵の一連の吐魯番資料は橘師将来にかかり、一部がその手許に留められ、大半は大谷光瑞伯の手を経て一半が旅順博に寄託され、残った一半が伯の歿後竜大に入った」と記すが、もう少し範囲を広げると、第1次隊以来の、クチャ将来品まで含め、一半は旅順に、一半は龍谷大学に存する、といえよう。

例えば、第1次隊のクムトラ〜ドルドルオコル滞在時5月18日には、大暦・天宝紀年文書とともに陶〔掬〕拓所文書にも言及するが(上記堀日記及び『新西域記』上巻所収渡辺日記)、これは『図譜』の史料(17)の(1)かもしれない。クチャ地域の陶拓関係文書は大谷1516、1535が龍大蔵と知られるが、総計5点はあったはずである。

いずれにしても、1次隊の「クツチェーの古文書」(『史学雑誌』15編9号)も、1917年頃の光瑞師の徳富蘇峰宛書簡(蘇峰記念館所蔵、今閲覧時のメモなく正確な引用はできない)に見える、橘師の旅順での古文書整理に含まれていたと思われる。したがって、旅順所蔵品は、考古・美術・経巻関係を除いても、吐魯番将来品に限られないと同時に、橘師将来品にも限られなく、換言すれば、橘師は、他隊員将来の、吐魯番以外の地域からの将来品も整理した可能性もあるのである。

(片山章雄)

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)